

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（208）」
2. 日 時：平成29年7月10日 15時30分～18時30分
3. 場 所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、
田口安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、永井安全審査官、
中村安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、三井安全審査官、吉村安全審査官、
穂藤保安規定係長、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員（発電管理室長）

北川執行役員（開発計画室） 他12名

東北電力株式会社：土木建築部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第3条 設計基準対象施設の地盤」に係る液状化の可能性に関する検討方針及び「第5条／第40条 津波による損傷の防止」等について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の杭構造形式及び設置ルートの変更について>

- 地盤改良を施す範囲として保守的な設定とは何か。どのような評価結果に基づき設定するのかを整理して提示すること。
- 地盤の嵩上げ高さについて、津波の波力等の耐性等の要求機能を踏まえた地盤改良範囲の設定の考え方を整理して提示すること。
- 地盤改良や、シートパイルなどの補強対策工事について、設計の考え方、フローなどを整理して提示すること。
- 堆積層の変形量が示されていないので、説明を追記すること。また、記載にあたっては、残留変形量だけでなく地震の継続時間内の最大変形量も示すこと。
- 杭の軸力の最大値発生時刻における軸力分布を考慮して杭の支持力の照査を検討し、その結果を示す資料を整理して提示すること。
- 平面配置図において可搬型設備の予備機置き場を示すとともに、今後、移設等の計画があるのであればその旨も明確に示すこと。

<液状化の可能性に関する検討方針について>

- 追加ボーリングの計画（内容及び時期）について、必要最低限の間隔を150mとしている根拠を含めて、整理して提示すること。
- 液状化検討対象層の抽出に関して、2つの抽出条件を提示しているが、個々の抽出過程を分けて、明確に説明できる資料になるよう、追加及び再構成して提示すること（具体的には後段の抽出過程の説明と抽出結果等）。
- 液状化強度試験の説明が不足している。試験の目的、試験条件となる拘束圧、最大ひずみ、繰り返し回数などの設定の根拠などを整理して提示すること。
- 地質断面図の作成過程（参照したボーリングデータ、内挿、外挿の考え方等）を整理して提示すること。
- 液状化による影響を評価するための代表断面として、表層の傾斜部について説明できる資料を提出すること。また、今後、第4、5条の観点から代表断面を選定する考え方について整理して提示すること。
- N値のばらつき、N値の低い箇所に対する網羅性の説明が不十分である。液状化試験の結果と、N値のばらつきと代表性、網羅性との関係、N値と液状化強度の相関について試験位置を含めて整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の杭構造形式および設置ルートの変更について
- ・ 東海第二発電所 液状化影響の検討方針について（現状における検討結果を含む）
- ・ 東海第二発電所 液状化影響の検討方針について ボーリング柱状図
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（液状化影響の検討方針について）